

# よくある質問集

(合併等に伴い中退共から企業年金制度へ資産移換する場合)

独立行政法人勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部

(2022. 02)

## 目 次

項番	質問内容	ページ
1	合併等を行い、合併日等と同日（もしくはそれ以降）に企業年金を新設しますが、中退共からの資産移換はできますか。	3
2	他社に買収（株式取得）され、その会社の子会社となりますが、当該親会社が実施している企業年金制度に資産移換することはできますか。	3
3	合併等の前日で中退共の退職金共済契約を解除し、合併等の日と同日で企業年金制度に加入した場合は、資産移換することはできますか。	3
4	合併等をした月の月末で中退共の退職金共済契約を解除し、合併等をした月の翌月に企業年金制度に加入した場合は、資産移換することはできますか。	4
5	合併等をした月から、移換先の企業型DCに加入し、掛金を拠出する予定のため、合併等をした月以降の中退共の掛金納付を止めることはできますか。	4
6	中退共から企業年金制度へ移換される金額（解約手当金相当額）は、中退共に積立てた金額と同じですか。	4
7	中退共から企業年金制度へ資産移換する場合に、理解しておいた方がいいことはありますか。	5
8	合併等をした場合は、必ず中退共の退職金共済契約を解除（企業年金制度へ資産移換）しなければなりません。	5

1	合併等を行い、合併日等と同日（もしくはそれ以降）に企業年金を新設しますが、中退共からの資産移換はできますか。
---	--

（回答） できません。

合併等に伴う資産移換の趣旨は、もともと中退共を実施していた中小企業と、企業年金制度を実施していた企業とが合併等を行い、それにより1つの中小企業に中退共と企業年金制度という異なる制度が適用される2つの従業員グループが併存するとき、当該中小企業において、どちらかの制度のみを実施することとした場合に、中退共から企業年金制度へ（もしくは企業年金制度から中退共へ）資産を移換するものです。

つまり、それぞれの企業で、中退共もしくは企業年金制度を、合併等の日より前から実施している必要があります。

2	他社に買収（株式取得）され、その会社の子会社となりますが、当該親会社が実施している企業年金制度に資産移換することはできますか。
---	---

（回答） できません。

資産移換が可能な「合併等」とは、会社法その他の法律の規定による吸収合併若しくは新設合併、又は吸収分割若しくは新設分割、又は従業員の労働契約の権利義務が承継される事業譲渡等をいいます。

労働契約の権利義務を全て承継している組織再編でなければ、資産移換はできません。

3	合併等の前日の中退共の退職金共済契約を解除し、合併等の日と同日で企業年金制度に加入した場合は、資産移換することはできますか。
---	--

（回答） できません。

上記1. のとおり、中退共から企業年金制度に資産移換するには、合併等後の1つの中小企業に異なる制度（中退共・企業年金制度）が併存する必要があるため、契約継続手続きを行い、合併等後もしばらくは中退共を継続（掛金の拠出）する必要があります。

4	合併等をした月の月末で中退共の退職金共済契約を解除し、合併等をした月の翌月に企業年金制度に加入した場合は、資産移換することはできますか。
---	--

(回答) できません。

資産移換する場合は、解除希望月の前月中旬までに、合併等後の存続会社等から退職金共済契約の『解除通知』を行う必要がありますが、**当該『解除通知』の前に、合併等後の存続会社等を共済契約者とするための契約継続手続きが必要**です。

合併等の内容により必要な手続きは異なりますが、当該契約継続手続きには2～3か月かかる場合もありますので、合併等をした月の月末で中退共の退職金共済契約を解除し、資産移換することはできません。

5	合併等をした月から、移換先の企業型DCに加入し、掛金を拠出する予定のため、合併等をした月以降の中退共の掛金納付を止めることはできますか。
---	--

(回答) できません。

中退共は被共済者（中退共に参加している従業員）が退職する、もしくは**共済契約を解除するまで掛金の納付が必要**です。

なお、厚生労働省が公表している法令解釈通知等の「確定拠出年金Q&A」のNo.48-1において、中退共は企業型DCの代替制度であると示されており、合併等に伴い中退共から企業型DCに資産を移換する場合は、企業型DCの加入者と未加入の中退共の被共済者は併存することが認められています。

6	中退共から企業年金制度へ移換される金額（解約手当金相当額）は、中退共に積立した金額と同じですか。
---	--

(回答) 異なります。

解約手当金相当額は、共済契約者が納付した掛金の総額（納付掛金総額）とは異なり、中退共の**掛金納付月数と掛金月額により算出される金額**です。

掛金納付月数が、11か月以下である被共済者は0円、12か月以上23か月以下の被共済者は納付掛金総額を下回る金額、24か月以上42か月以下の被共済者は納付掛金総額相当額、43か月以上の被共済者は納付掛金総額を上回る額となります。

ただし、掛金納付月数が11か月以下の場合でも、過去勤務掛金の納付や、特退共からの通算及び他制度から引継いだ残余の額があるときは、解約手当金相当額があります。

7	中退共から企業年金制度へ資産移換する場合に、理解しておいた方がいいことはありますか。
---	--

(回答) 中退共は法令等で定められた国の退職金制度であり、企業年金制度は年金制度の3階部分に当たるものであるため、そもそも**制度の趣旨が異なります**。

中退共の特徴を次のとおりまとめましたので、資産移換先である企業年金と各項目を比較してください。

項目	中退共の特徴
制度の趣旨	退職金
掛金を負担する者	会社
納付金額と給付金額の関係性	一定 <sup>(注1)</sup>
手数料	不要
途中解約の可否	可能
受給時の所得税	退職所得 <sup>(注2)</sup>

(注1) 納付金額については、設定いただいている掛金月額が遅滞なく納付されている限り、追加での納付を求めることはありません。また、給付金額については、掛金月額とそれを納付した月数に応じて、支給される額が法令等によって定められております。

(注2) 退職金の分割支給を選択した場合は「雑所得」、退職する前に中退共を途中で解約した際に支給される解約手当金は「一時所得」になります。

8	合併等をした場合は、必ず中退共の退職金共済契約を解除（企業年金制度へ資産移換）しなければなりませんか。
---	---

(回答) いいえ。

合併等後の存続会社等の規模が中小企業の範囲内であれば、中退共を継続することができます。

また、項番1（3ページを参照）においても回答したとおり、合併等に伴う資産移換は、中退共から企業年金制度への資産移換だけでなく、企業年金制度から中退共への資産移換も可能です。

中 CHU 退 TAI 共 KYO  
小企業 職金 濟制度